

グリーンボンドガイドライン 2017 年版（仮称） 骨子案

目 次

第 1 章 はじめに

1. 本ガイドラインの目的
2. 本ガイドラインの基本的な考え方
3. 本ガイドラインの構成

第 2 章 グリーンボンドの概要

1. グリーンボンドとは
2. グリーンボンドの発行・投資の状況
3. グリーンボンドのメリット
4. グリーンボンド発行のフロー

第 3 章 グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス
3. 調達資金の管理
 - (1) 調達資金の管理
 - (2) 未充当資金の運用
 - (3) その他
4. レポーティング
5. 外部機関によるレビュー
 - (1) 外部機関によるレビューに関する全般的事項
 - (2) レビューを付与する外部機関に関する留意事項
 - (3) その他

第 4 章 モデルケース

- <case1> 風力発電・太陽光発電事業を行う S P C が、事業資金を調達するケース
- <case2> 太陽光発電・風力発電・バイオマス発電等の再生可能エネルギー事業に融資を行う金融機関が、融資の原資を調達するケース

- <case3> 本社オフィスを省エネ性能の高いビルに建て替える事業会社が、建築資金を調達するケース
- <case4> 製造業を営む事業会社が、自社工場の省エネ性能を高めるための改修資金を調達するケース
- <case5> 自動車メーカーのグループ企業である金融会社が、電気自動車購入者向けの融資の原資を調達するケース
- <case6> 再生可能エネルギー事業、気候変動への適応事業としての治水事業等を行う自治体が、これらの事業の資金を調達するケース

第5章 おわりに

ディスクレーマー（免責事項を記載）

参考資料 1：参考文献

1. グリーンボンド原則（2016年版、原文）
2. グリーンボンド原則（2016年版、和訳）
3. The Paris Green Bonds Statement
4. A Statement of Investor Expectations for the Green Bond Market

参考資料 2：PR事例

第1章 はじめに

1. 本ガイドラインの目的

- ・パリ協定を踏まえ、今後我が国が温室効果ガスの長期大幅削減に取り組んでいく上では、再生可能エネルギーをはじめとしたグリーンプロジェクトに民間資金を大量に導入していくことが不可欠である。
- ・国連持続可能な開発目標（SDGs）で定められたゴールである海洋・陸域での生態系の保護をはじめとする自然資本の劣化の防止などの側面でも、民間資金の役割に期待が高まっている。
- ・民間資金導入のための一つのツールとしてのグリーンボンドの国内における普及を図る必要がある。
- ・グリーンボンドは、2014年1月の「グリーンボンド原則」（以下「GBP」という。）の策定を機に、国際的に発行・投資が拡大しており、我が国においても事例が出始めているが、海外と比べ我が国における普及は十分とはいえない。
- ・本ガイドラインは、以上を踏まえ、グリーンボンドをさらに国内に普及させることを目的とする。その際、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性を確保するため、グリーンウォッシュ債券（実際は環境改善効果がない、又は、調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、グリーンボンドと称する債券）が出回ることを防止することに留意する。
- ・本ガイドラインは、現在、グリーンボンドの市場において国際的に広く認知されているGBPとの整合性に配慮しつつ、発行体、投資家その他の市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に判断に迷う場合に参考とし得る具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の削減の両立につなげ、もって我が国におけるグリーンボンドの普及を図るものである。

2. 本ガイドラインの基本的な考え方

- ・グリーンボンドの市場は、本来、グリーンプロジェクトのみに充当することを明示して資金を調達したいと考える発行体と、グリーンプロジェクトを選んで投資したいと考える投資家との間での、十分な情報を基礎とした対話を通して成熟していくべきものであり、最終的には市場における評価と選択に委ねられるものと考えられる。

- ・グリーンボンドに期待される事項をあらかじめ整理しておくことは、このような発行体と投資家間の対話の基礎となることに加え、それぞれのステークホルダーに対してグリーンプロジェクトに関する資金調達・供給であることを説明する上でも有用である。
- ・そのような発行体と投資家の双方にとって、グリーンボンド一般に対する社会的な信頼が維持されることが重要であり、特に、グリーンウォッシュ債券がグリーンボンドとして市場に出回ることを防止することは、極めて重要である。
- ・本ガイドラインは、国際的に広く認知されているGBP（2016年6月時点）の内容との整合性に配慮して策定した。具体的には、グリーンボンドには、①調達資金の使途、②プロジェクトの評価及び選定のプロセス、③調達資金の管理、④レポーティングの4つの側面に関して期待される事項があると考えており、本ガイドラインにおいてこれら4つの側面に関して「べきである」と記載されている事項の全てに対応した債券は、国際的にもグリーンボンドとして認められうるものと考えている。
- ・一方、本ガイドラインは、「べきである」と記載されている事項の全てに対応していない限り、投資の環境改善効果を主張すべきでない」といったAll or Nothingの立場には立っていない。グリーンボンドに関する市場が成熟していない我が国の現状に鑑みれば、環境改善効果の評価やレポーティングが十分ではなくとも、調達資金が環境改善効果のある事業に確実に充当されるのであれば、発行体が本ガイドラインを参考にして試行的に債券を発行し、将来の正式なグリーンボンド発行に向けた知見を蓄積することは、グリーンボンドの普及という本ガイドラインの目的に照らして有効であると考えられる。
- ・投資家その他の市場関係者によって考え方が異なる事項については、明らかに不適切と考えられる対応を除いては、一律に排除するのではなく、むしろ、発行体はその事項への対応に係る情報をわかりやすく開示し、投資家その他の市場関係者がその情報を活用して発行体の対応の適切性を評価することが重要である。そうすることで、それぞれの事項に関する発行体の対応の多様性を確保しながらも、グリーンウォッシュ債券が出回ることに関する市場の牽制を働かせることができると考えられる。
- ・本ガイドラインは、グリーンボンドのグリーン性に焦点を当てて整理したものであり、債券としてのリスクについては整理の対象としていない。本ガイドラインに記載されている事項に対応したグリーンボンドであっても、信用リスク、価格

変動リスク、流動性リスクその他の通常の債券が有するリスクは存在するという
ことに留意が必要である。

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・グリーンボンド原則との整合性は重要である。(第1回)
- ・ガイドラインの中で、「グリーンボンド原則」との整合性に配慮した旨を示すことが重要である。(第2回)
- ・大枠ではグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつも、グリーンボンド原則の解釈の幅がある部分についてローカルルールを検討すれば良いのではないか。(第1回)
- ・ガイドラインの中に「グリーンボンド原則」の一部と同様の趣旨の記述をする場合でも、「グリーンボンド原則」の直訳では趣旨が正しく伝わらない可能性があることから、表現には十分に注意することが重要である。(第2回)
- ・「この最低ラインを満たさないものはグリーンボンドとはいえないのではないか」というものがあるならば、それをガイドラインの中で明確に示すことが重要である。(第2回)
- ・グリーンボンド原則に完全に準拠する「ハードグリーンボンド」と、そうではないが環境の改善に資する「ソフトグリーンボンド」、及び、環境改善効果がない「グリーンウォッシュ」は、分けて議論すべき。(第1回)
- ・「グリーンボンド原則」の要求事項の全てに完全には準拠していなくとも環境改善効果がある「ソフトグリーンボンド」の有用性は否定すべきではない。(第2回)
- ・投資家が国内中心で調達資金規模が大きい国内の一般事業会社もグリーンボンドの発行がしやすいような基準があるとよい。(第1回)

3. 本ガイドラインの構成

- ・第2章ではグリーンボンドの概要と現状について説明する。また、グリーンボンドの発行を検討している発行体及びグリーンボンドへの投資を検討している投資家の参考となるよう、発行及び投資のメリットを説明する。
- ・第3章は本ガイドラインの中核であり、グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法を示す。

- ・第3章において「べきである」と表記した項目は、本ガイドラインとしてグリーンボンドと称する債券が備えることを期待する基本的な事項である。
- ・また、第3章において「望ましい」と表記した項目は、それを満たさなくてもグリーンボンドと称することは問題がないと考えられるが、本ガイドラインとしては採用することを推奨する事項である。
- ・また、第3章において「考えられる」と表記した項目は、例示、解釈等を示したものである。
- ・本ガイドラインの実際の適用は、発行体や実施するグリーンプロジェクトの性質によって大きく異なる。そこで読者の理解の便宜を図るために、第4章において、いくつかの代表的な発行パターンをモデル事例として示す。

第2章 グリーンボンドの概要

1. グリーンボンドとは

- ・グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、グリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券であり、具体的には、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて発行後のレポートイングを通じ透明性が確保された債券である。
- ・グリーンボンドの発行主体としては、①自らが実施するグリーンプロジェクトの原資を調達する一般事業者（専らグリーンプロジェクトのみを行うSPCを含む）、②グリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する金融機関、③グリーンプロジェクトに係る原資を調達する地方自治体、などが想定される。
- ・グリーンボンドへの投資主体としては、①ESG投資を行うことを表明している年金基金、保険会社などの機関投資家、②ESG投資の運用を受託する運用機関、③資金の用途に関心を持って投資をしたいと考える個人投資家、などが想定される。

2. グリーンボンドの発行・投資の状況

（※これまでの検討会の資料等を掲載し、国内外におけるグリーンボンドの発行・投資の状況を解説する。）

3. グリーンボンドのメリット

①発行のメリット

(※H27年度報告書を参考に、発行のメリット (①グリーンプロジェクト推進に関する積極性のアピールを通じた社会的な支持の獲得、②新たな投資家との関係構築による資金調達基盤の強化、③比較的好条件での資金調達の可能性、など) を記載する。)

②投資のメリット

(※H27年度報告書を参考に、投資のメリット (①ESG投資のコミットメントに合致する投資対象、②投資を通じた環境的利益と投資利益の両立、③成長分野としてのグリーンプロジェクトへの直接投資、④キャッシュフローの長期安定性、⑤オルタナティブ投資によるリスクヘッジ、など) を記載する。)

③社会面からのメリット

- ・グリーンボンドの普及が進むことにより、再生可能エネルギーをはじめとしたグリーンプロジェクトに民間資金の導入拡大が図られ、これを通じて、国内外における温室効果ガスの長期大幅削減に資する。
- ・グリーンプロジェクトの推進を通じ、企業等の長期的利益の基盤である自然資本の劣化の防止に資する。
- ・グリーンボンドを含むグリーン投資に関する個人の啓発を通じ、当該個人の資産の受託者たる機関投資家等がより積極的にグリーン投資を行うことの動機付けになる。(グリーンボンドの概念が普及することで資金の用途に対する関心が高まり、経済全体の「グリーン化」に資する)

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・ガイドラインの中で、グリーンボンド発行・投資のメリットを示すことが重要である。(第2回)

4. グリーンボンド発行のフロー

(※通常社債や地方債の発行フローと比較した場合に追加的に必要となる手順などをわかりやすく図示する。)

第3章 グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法

1. 調達資金の使途

【調達資金の使途】

- ・グリーンボンドにより調達される資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべきである。当該環境改善効果があることは発行体が評価すべきであり、可能な場合には定量化すべきである。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

●The cornerstone of a Green Bond is the utilization of the proceeds of the bond for Green Projects which should be appropriately described in the legal documentation for the security.

●All designated Green Project categories should provide clear environmental benefits, which will be assessed and, where feasible, quantified by the issuer.

- ・具体的な資金使途の例としては、以下のようなグリーンプロジェクト（これらの事業に係る投融資を含む。）が考えられる（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。）。

1) 再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器を含む。）

- ・太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業
- ・再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線を敷設し、維持管理等を行う事業
- ・太陽光パネル、送電線等の上記の事業にて使用される機器を製造する事業 等

2) 省エネルギーに関する事業（省エネ性能の高い新築ビルの取得、既存ビルの省エネ改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。）

- ・既存のビルや工場等についてLEED等の環境認証を取得すべく、省エネ改修を行う事業
- ・事務所や工場等に省エネ性能の高い機器や設備を導入する事業 等

3) 汚染の防止と管理に関する事業（排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の3Rや熱回収、これらに関連する環境モニタリングを含む。）

- ・高度な廃棄物の処理（リデュース、リサイクル、熱回収を含む。）を行う事業
- ・工場排水の高度な処理、再利用に資する設備を導入する事業
- ・汚染土壌を処理する事業 等

- 4) 自然資源の持続可能な管理に関する事業（持続可能な農業・漁業・水産養殖業・林業、生物的な作物保護、点滴灌漑を含む。）
- ・ 漁業や水産養殖業についてMSC等の持続可能性に係る認証を受けるために行う事業
 - ・ 林業についてFSC等の持続可能性に係る認証を受けるために行う事業 等
- 5) 生物多様性保全に関する事業（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。）
- ・ サンゴ礁の保全を行う事業 等
- 6) クリーンな運輸に関する事業（電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通機関、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギーを利用する輸送手段や有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む。）
- ・ 電気自動車、水素自動車、ハイブリッド自動車の開発、製造を行う事業
 - ・ 計画的な物流拠点の整備、モーダルシフト等を通じて物流システムを効率化する事業
 - ・ エコドライブの支援のための機器（デジタル式運行記録計等）を導入する事業
 - ・ パークアンドライド、カーシェアリングのための施設を整備する事業 等
- 7) 持続可能な水資源管理に関する事業（清浄な水や飲用水の確保のためのインフラ、都市排水システム、河川改修その他の洪水緩和対策を含む。）
- ・ 水害の発生の防止のための施設の整備を行う事業
 - ・ 海水を淡水化する事業 等
- 8) 気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）
- ・ 物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設における防災機能を強化する事業 等
- 9) 環境配慮製品、環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業（環境配慮型製品、エコラベルや認証を取得した製品、資源消費量の少ない包装や配送を含む。）
- ・ 環境認証を取得する製品を製造する事業
 - ・ CO₂削減に資する技術や製品の研究開発を行う事業 等

【調達資金の使途に関する投資家への事前説明】

- ・ 調達資金の使途は、目論見書などの法定書類その他の書類によって投資家に事前に説明すべきである。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

- The cornerstone of a Green Bond is the utilization of the proceeds of the bond

for Green Projects which should be appropriately described in the legal documentation for the security.

- ・調達資金の使途の投資家への説明は、投資家その他の市場関係者が資金使途の適切性を評価できるようにするため、「風力発電事業のための設備建設」「バイオマス発電事業に係る融資」などのように、一定の事業区分を示して行うべきである。調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。

【ネガティブな効果に関する説明】

- ・グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境に対しネガティブな効果をもたらす場合がある（土地の改変に伴う生態系への影響など）。投資家その他の市場関係者がその効果を適切に評価できるよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

●All designated Green Project categories should provide clear environmental benefits, which will be assessed and, where feasible, quantified by the issuer.

【調達資金の使途をリファイナンスとする場合の措置】

- ・グリーンボンドにより調達される資金は、当該資金により新たに立ち上げるグリーンプロジェクトに対する初期投資のほか、既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンス※に充当することも可能である。リファイナンスとして調達される資金は、既に開始されているグリーンプロジェクトの維持という効果を持つ一方で、当該グリーンプロジェクト自体はリファイナンス実施前に開始されていることになるため、新規のグリーンプロジェクトへの初期投資とは環境上の意義が異なる。これを踏まえ、①グリーンボンドにより調達される資金のうちリファイナンスに充当される部分の概算額（又は割合）、②どのグリーンプロジェクト（又は事業区分）のリファイナンスに充当されるのか、については、投資家向けの説明に含めることが望ましい。調達資金の一部を新規のグリーンプロジェクトに対する初期投資に充当する場合には、充当する資金の概算額（又は割合）を明らかにすることにより、当該グリーンボンドの評価の向上につながる可能性がある。

<「リファイナンス」に該当する場合の具体例>

- ・グリーンプロジェクトに係る金融機関等からの融資を、グリーンボンドによる調達資金で返済（借換）する場合
- ・既に開始し、継続しているグリーンプロジェクトの資金調達のため発行した債券の満期償還を、グリーンボンドによる資金調達により行う場合
- ・金融機関等が、グリーンボンドによる調達資金を、既に融資を開始しているグリーンプロジェクトへの融資の原資に充てる場合

【参考】グリーンボンド原則における関連部分（抜粋・仮訳）

- ・グリーンボンドにおいて肝要なことは、調達された資金がグリーンプロジェクトに使われることであり、その旨が証券に係る法定書類に適切に記載されるべきである。（第1段落）
- ・グリーンプロジェクトとして分類指定された全てのプロジェクトは、明確な環境改善効果をもたらすものであるべきであり、その効果は発行体により評価され、可能な場合には定量化されることになる。（第1段落）
- ・全部又は一部の資金がリファイナンスに使われる場合、発行体はファイナンスとリファイナンスの推定比率を示すことが推奨される。また、必要に応じて、プロジェクトへの投資やプロジェクト・ポートフォリオの中でどれがリファイナンスの対象であるかを示すことが推奨される。（第2段落）

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・今回のガイドライン（仮称）には、日本の産業力を環境に配慮したものにしながらかつ強化する、という目的意識が必要。（第1回）
- ・製造業を営む企業等が行う、原単位あたりでの環境改善効果（製品1トン当たりの排出CO₂量の削減など）を有するプロジェクトについて、グリーンボンドの調達資金の用途となりうることを示すことは、製造業を営む企業等によるグリーンボンドの発行を促すことにつながる。ただし、パリ協定の発効を踏まえると、今後は脱炭素に向かって取り組む視点をあわせ持つことが重要であり、原単位の改善だけではグリーンとは言えなくなる可能性がある。（第2回）
- ・クリーンコール等については、投資家によってグリーンボンドの調達資金の用途として適切かどうかの考え方の差が大きい。（第1回）
- ・例えば高効率の石炭火力発電や原子力発電、大規模水力発電の事業はグリーンボンドによる調達資金の用途としては適切とはいえないのではないか。（第2

回)

- ・グリーンボンドの調達資金の使途としてふさわしいプロジェクトに調達資金が充当されているかを市場が正しく判断するためには、情報が十分に提供されることが重要である。(第2回)
- ・プロジェクトの中には、環境の視点からポジティブな影響とネガティブな影響をあわせ持つものもありうる。(第2回)
- ・事業体の信用力によっては長期の起債が困難である可能性にも配慮し、投資対象となっていた事業との結びつきが説明できるのであれば、環境事業への投資資金のリファイナンスを資金使途とした債券もグリーンボンドとして認めるべき。(第1回)

2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

【プロジェクトの評価及び選定のプロセスに関する投資家への事前説明】

- ・発行体は、発行体が当該グリーンボンドを通じて実現しようとする環境面での目標 (Objective)、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での目標に合致すると判断するための基準 (Criteria)、及び、その判断を行う際のプロセス (Process) の概要を、事前に投資家に説明すべきである。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

●The issuer of a Green Bond should outline:

- a process to determine how the projects fit within the eligible Green Projects categories identified above;
- the related eligibility criteria; and
- the environmental sustainability objectives.

- ・グリーンボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合（専ら単一のグリーンプロジェクトのみを行うSPCが当該プロジェクトに関してグリーンボンドを発行する場合など）には、調達資金の充当対象とするプロジェクトがすでに評価・選定されていると考えられるため、上記「基準」「プロセス」を説明することは不要と考えられる。
- ・一方、グリーンボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合（①一般事業者、地方自治体等が自らの一定の事業区分に属するグリーンプロジェクトに係る資金調達をするためグリーンボンドを発行する場合、②金融機関等が多数のグリーンプロジェクトに対する投

資・融資の原資を調達する場合、など)には、発行体は、グリーンプロジェクトを評価・選定するための基準を策定するとともに、どの部署で実際に評価・選定するのか、どの部署でその適切性を検証するのか、などのプロセスを決定し、事前に投資家に説明すべきである。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

- The issuer of a Green Bond should outline:
 - a process to determine how the projects fit within the eligible Green Projects categories identified above;

【環境面での目標】

- 環境面での目標とは、「気候変動の防止」や「生物多様性の保全」など、発行体が当該グリーンボンドを通じて実現しようとする環境上のメリットである。

【基準】

- 基準とは、環境面での目標に照らして具体的なプロジェクトを評価・選定する際の判断の根拠となるものである。例えば、「気候変動の防止」を環境面での目標とする場合、温室効果ガス排出削減効果のある再生可能エネルギー事業などのグリーンプロジェクトを調達資金の充当対象にする、などの例が考えられる。
- グリーンプロジェクトを評価・選定するための基準の例としては、以下のようなものが考えられる（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない）。

＜グリーンプロジェクトを評価・選定するための基準の例＞

- GBP又は本ガイドラインにおいて「調達資金の使途」の具体例として挙げられている事業に該当すること。
- 再生可能エネルギー事業であって、赤道原則に規定された環境に対するネガティブな効果が小さいカテゴリに分類される事業に該当すること。
- LEED認証を受ける建築物を建築する事業に該当すること。
- 先進的な事例としては、グリーンプロジェクトの事業区分の適切性のほか、グリーンプロジェクトのもたらす可能性がある環境に対するネガティブな効果を排除するための要件等を基準に追加しているものもあった（例えば、一定規模以上の水力発電は（土地改変などのネガティブな影響が懸念されるため）対象にしない、など）。

【プロセス】

- ・判断を行う際のプロセスとは、実際に誰が、どのように上記基準を適用し、グリーンプロジェクトが環境面での目標に合致しているか否かの判断を行うかを意味する。
- ・プロセスには、環境関連部署などの専門的知見のある部署や、外部機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。
- ・判断を行う際のプロセスの例としては、以下のようなものが考えられる（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。）。

＜判断を行う際のプロセスの例＞

- ・社内の事業担当部署（又は財務担当部署）と環境担当部署が共同で基準を策定する。
プロジェクト選定は、事業担当部署（又は財務担当部署）が前述の基準に基づいて一次判断を行い、環境担当部署がその一次判断の妥当性についてチェックした上で、社としての最終判断とする。

【参考】グリーンボンド原則における関連部分（抜粋・仮訳）

- ・発行体は、下記について概要を示すべきである。
 - プロジェクトが、前述の適切なグリーンプロジェクトの事業区分に該当すると判断するプロセス
 - これに関連する、適切性判断のための基準
 - 環境面での持続可能性に係る目標（第1段落）

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・企業や自治体等の発行体が行う手続の実態を踏まえて、その手続を簡素化できるような内容が示せるとよい。（第1回）
- ・プロジェクトの評価クライテリアの妥当性、クライテリアに基づくプロジェクト選定の妥当性は、環境部局や外部機関による牽制を働かせることが重要ではないか。（第2回）

3. 調達資金の管理

（1）調達資金の管理

【一般的事項】

- ・発行体は、グリーンボンドにより調達された資金が確実にグリーンプロジェクトに充当されるよう、調達資金の全額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、発行体の内部統制システムによって統制されるべきである。
- ・グリーンボンドが償還されるまでの間、発行体は、グリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計額が、グリーンボンドにより調達される資金の合計額と整合するよう、定期的に調整を行うべきである。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

- The net proceeds of Green Bonds should be credited to a sub-account, moved to a sub-portfolio or otherwise tracked by the issuer in an appropriate manner and attested to by a formal internal process linked to the issuer's lending and investment operations for Green Projects.
- So long as the Green Bonds are outstanding, the balance of the tracked proceeds should be periodically adjusted to match allocations to eligible Green Projects made during that period.

【調達資金の追跡管理の方法】

- ・調達資金の追跡管理の具体的な方法としては、以下のようなものが考えられる（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。）。

<調達資金の追跡管理の具体的な方法の例>

- ・調達した資金を、会計上区別された補助勘定を設けて記入し、グリーンプロジェクトに充当した場合に、当該補助勘定から支出する。

【補助勘定の記入例】

[資金調達時]

(借方) 預金 (グリーンボンドによる調達資金) ×× (貸方) 社債 (グリーンボンド)
××

[資金充当時]

(借方) 設備 (グリーンプロジェクトに係るもの) ×× (貸方) 預金 (グリーンボンドによる調達資金) ××

- ・社内システムや電子ファイルにより、調達資金の全額（グリーンボンドに係る債務の残額）とグリーンプロジェクトへの充当資金の累計額を管理し、定期的に両者を調整し、後者が前者を上回るようにする。

- ・調達資金を別口座に入金しその全額をその他の事業資金と区別して管理する。グリーンプロジェクトへの充当は、当該別口座から行う。

【SPCがグリーンボンドを発行する場合の考え方】

- ・専らグリーンプロジェクトのみを事業として行うSPCの調達資金は、当該グリーンプロジェクトに全額が充当されることが明らかであることから、このようなSPCがグリーンボンドを発行する場合、グリーンボンドにより調達される資金について、上記のような特別の追跡管理は不要と考えられる。

【調達資金の追跡管理の方法に関する投資家への事前説明】

- ・発行体は、グリーンボンドにより調達される資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべきである。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

●The net proceeds of Green Bonds should be credited to a sub-account, moved to a sub-portfolio or otherwise tracked by the issuer in an appropriate manner and attested to by a formal internal process linked to the issuer's lending and investment operations for Green Projects.

- ・調達資金の管理については、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。

【参考】グリーンボンド原則における関連部分（抜粋・仮訳）

- ・グリーンボンドにより調達される資金は、サブ・アカウントで管理され、サブ・ポートフォリオに組み入れられ、又は発行体により適切な方法で追跡され、そのことが、グリーンプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスによって証明されるべきである。（第1段落）
- ・追跡されている調達資金の残高は、当該期間において適切なグリーンプロジェクトに充当された額と一致するよう、定期的に調整されるべきである。（第1段落）

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・企業や自治体等の発行体が行う手続の実態を踏まえて、その手続を簡素化できるような内容が示せるとよい。（第1回、再掲）

- ・別口座による管理は実務的に発行体の負担が大きいのではないか。(第2回)
- ・発行体内部の管理会計的手法により対象事業への資金充当状況等が管理され、それが投資家に対してエビデンスを伴って説明されることが重要ではないか。(第2回)
- ・資金管理方法が事前に投資家に説明されることが重要ではないか。(第2回)
- ・グリーンプロジェクトのみを事業とするSPCがグリーンボンドを発行する場合は、通常の社債と比較して追加的な資金管理措置は不要なのではないか。(第2回)

(2) 未充当資金の運用

【調達資金の早期充当】

- ・グリーンボンドにより調達した資金は、早期にグリーンプロジェクトへ充当することが望ましく、発行体が合理的な理由なく調達資金をグリーンプロジェクトへ充当しないことは避けなければならない。

【未充当資金の運用方法に関する投資家への事前説明】

- ・発行体は、グリーンボンドにより調達される資金のうち、充当対象プロジェクトが決定していない場合や充当対象プロジェクトは決定しているものの資金充当のタイミングが来ていないために一時的に未充当となる場合には、未充当資金について想定している運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

- The issuer should make known to investors the intended types of temporary placement for the balance of unallocated proceeds.

【未充当資金の運用方法】

- ・発行体がグリーンボンドにより調達した資金を早期にグリーンプロジェクトに充当するインセンティブを生じさせる観点から、未充当資金の運用方法は、現金又は現金同等物や短期金融資産による運用とするなど、本来調達資金を充当する対象のグリーンプロジェクトよりも運用利回りの高いことは避けることが望ましい。

- ・先進的な事例としては、未充当資金の運用方法について、投資家の環境に対する意思を尊重する観点から、適切な環境経営方針を有する金融機関等の口座に預け入れるというものもあった。

【参考】グリーンボンド原則における関連部分（抜粋・仮訳）

- ・発行体は、未充当資金について、想定している一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。（第1段落）

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・「調達資金の充当対象プロジェクトが決定していない場合」や「充当対象プロジェクトは決定していても資金充当のタイミングが来ていない場合」における未充当資金の運用先は発行体により事前に示されることが重要である。（第2回）
- ・未充当資金の運用方法は、資金充当対象のグリーンプロジェクトよりも運用利回りが低いものとするのが重要であり、そうすることで、発行体にとって適切なプロジェクトへ調達資金を充当するインセンティブが働くことになる。（第2回）

（3）その他

（※（1）（2）に該当しない事項があれば記載する。）

4. レポーティング

【グリーンボンド発行後の調達資金の使用方法等に関する一般的開示】

- ・グリーンボンドへの投資を行う投資家は、自らの拠出した資金がグリーンプロジェクトに充当され、当該グリーンプロジェクトにより環境改善効果がもたらされることを期待して、当該投資を行っている。また、発行体としても、発行した債券がグリーンボンドであることを主張（標榜）し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。これらを踏まえ、発行体は、グリーンボンドにより調達した資金の使用に関する最新の情報を、発行後に一般に開示すべきである。上記の開示は、例えば、発行体のウェブサイト等に情報を掲載することが考えられる。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

●Issuers should make, and keep, readily available up to date information on the use of proceeds to be renewed annually until full allocation, and as necessary thereafter in the event of new developments.

【開示のタイミング】

- ・発行体は、全ての資金が充当されるまでは少なくとも1年に1回、資金の使用状況を開示すべきである。それ以外にも大きな状況の変化があった場合には必要に応じて開示すべきである。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

●Issuers should make, and keep, readily available up to date information on the use of proceeds to be renewed annually until full allocation, and as necessary thereafter in the event of new developments.

【開示事項、開示方法】

- ・上記の開示事項には、以下の項目が含まれるべきである。

<開示事項>

- ・調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト
- ・各グリーンプロジェクトの概要
- ・各グリーンプロジェクトに充当した資金の額
- ・各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果
- ・未充当資金がある場合には、その金額又は割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法

【グリーンボンド原則における対応する記述】

●This should include a list of the projects to which Green Bond proceeds have been allocated, as well as a brief description of the projects and the amounts allocated, and their expected impact.

- ・また、調達資金を既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスに充当した場合、上記の開示事項には、①調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、②どのグリーンプロジェクト（又は事業区分）のリファイナンスに充当されたのか、が含まれることが望ましい。
- ・上記の開示は、個別グリーンプロジェクト単位でなされることが望ましいが、守秘義務契約や競争上の配慮、グリーンプロジェクト数が多い場合には、情報を集

約した形式で行うことも差し支えない（例えば、「風力発電事業」「エネルギー効率の高い機器の導入に関する事業」「廃棄物リサイクル関連施設の建設・運営に関する事業」といった事業区分ごとに上記各項目に係る情報を集約して示すなど）。

- ・具体的な方法としては、以下のようなものが考えられる（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない）。

<開示情報の例>

| 事業区分 | 事業概要 | 充当額 | 環境改善効果 |
|--------------|--|-----------|--|
| 風力発電事業 | 風力発電施設を建設し、当該施設により発電を行い、電力をFITにより売却するもの。 | 100 億円 | CO2排出削減量 ●● t ※ ※総発電量からの換算値 |
| 省エネルギー機器導入事業 | LED、高効率産業用機械等の省エネルギー機器を導入し、既存工場等のエネルギー効率向上を図るもの。 | 100 億円 | CO2排出削減量 ●● t ※ ※機器代替による消費電力抑制量（標準操業度を用いた推計）からの換算値 |
| 廃棄物リサイクル関連事業 | 廃棄物をリサイクルし燃料等を製造する設備を建設するもの。 | 100 億円 | 単純焼却される廃棄物の削減量 ●● t |

【環境改善効果に係る指標、算定方法等】

- ・環境改善効果の開示に当たっては、「2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス」において定めた「グリーンボンドの環境面での目標」「基準」との整合性や、グリーンプロジェクトの性質に留意して、適切な指標を用いるべきである。

【グリーンボンド原則における対応する記述】

- This should include a list of the projects to which Green Bond proceeds have been allocated, as well as a brief description of the projects and the amounts allocated, and their expected impact.
- Transparency is of particular value in communicating the expected impact of projects. The GBP recommend the use of qualitative performance indicators and, where feasible, quantitative performance measures with the key underlying methodology and / or assumptions used in the quantitative determination.

- ・環境改善効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。定量化が難しい場合に用いる定性的な指標として、グリーンプロジェクトを通じて LEED、FSC、MSC、ASC 等の外部認証を取得する場合に、これらの外部認証を利用することも考えられる。
- ・具体的な指標としては、以下のようなものが考えられる（ただし、これらに限定されるものではない）。

<具体的な指標の例>

- ・「温室効果ガスの削減」を目標として定めており、調達資金の用途が「風力発電事業」の場合
総発電量から換算したCO₂排出削減量
- ・「温室効果ガスの削減」を目標として定めており、調達資金の用途が「省エネ建築物の建設に係る事業」の場合
LEED認証を取得した建築物の建設数
- ・「温室効果ガスの削減」を目標として定めており、調達資金の用途が「省エネルギー機器の導入に係る事業」の場合、当該機器の導入による節電量
- ・「河川の汚染防止」を目標として定めており、調達資金の用途が「工場への廃水処理設備の導入に係る事業」の場合、当該設備により廃水が処理されたことで減少した一般環境への汚染物質の排出量
- ・各定量的指標を用いる場合における、環境改善効果の算定方法の具体例としては、以下のようなものが考えられる（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない）。

<環境改善効果の算定方法の例>

- （※「再生可能エネルギー事業に係るCO₂排出削減量の算定方法」等に関し活用できる既存のフレームワーク等を可能な範囲で紹介。）
- ・先進的な事例としては、例えば、「従来の設備よりも●%効率が高い●●設備を●台導入する」といった、環境改善効果の算定根拠をより詳細に示しているものもあった。

【参考】グリーンボンド原則における関連部分（抜粋・仮訳）

- ・発行体は、全ての調達資金が（適切なプロジェクトに）充当されるまで、またそれ以降においても新たな進展があれば必要に応じて、調達資金の用途についての最新の情報を作成・保存し、その情報を、いつでも入手可能なように毎年更新すべきである。（第1段落）
- ・レポートの対象となる情報には、グリーンボンドにより調達される資金

を充当したプロジェクトのリスト・各プロジェクトの概要・充当金額・期待される環境改善効果が含まれるべきである。(第1段落)

- ・ 秘密保持契約・競争への配慮・対象プロジェクトが多すぎるといった理由から提供できる詳細な情報が限定される場合には、総合的に、または総運用ポートフォリオ単位で（たとえば、プロジェクトの事業区分ごとの割合等で）情報が提供されることを推奨する。(第1段落)
- ・ 期待される環境改善効果は、定性的な指標及び、可能であれば定量的な指標を用いて、また定量的な指標を用いる場合は定量化に用いた方法や前提条件と併せて、示すことを推奨する。(第2段落)
- ・ 発行体が、実現した環境改善効果をモニタリングすることが可能である場合、その情報を定期的なレポーティングに含めることを推奨する。(第2段落)

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・ 企業や自治体等の発行体が行う手続の実態を踏まえて、その手続を簡素化できるような内容が示せるとよい。(第1回、再掲)
- ・ インパクトレポーティングにおいてグリーンボンドの効果を比較できる項目が増えることは歓迎されることだが、発行体のコストや事務的負担の低減には十分に配慮すべきである。(第2回)
- ・ 個別プロジェクトへの出融資割合を開示するのが困難なケースがあることにも留意すべきである。(第2回)
- ・ インパクトレポーティングについては、定量的効果の実測のため発行体に追加的な計測機器設置等が要求されるといった現実的ではない措置とならないよう留意することが重要ではないか。(第2回)
- ・ インパクトレポーティングのやり方としては、「このような設備を何台導入することで、これだけの効果がある」というように、インパクトを生み出す具体的な取組が示されることが望ましい。(第2回)

5. 外部機関によるレビュー

(1) 外部機関によるレビューに関する全般的事項

【一般的事項】

- ・ 発行体が、グリーンボンド発行に関するフレームワークに関し上記1から4までで記載している事項に係る自らの対応について、客観的評価が必要と判断する場

合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。このようなレビューは、例えば以下のような場合には特に有用と考えられる。

＜レビューを活用することが特に有用と考えられる場合の例＞

- ・調達資金の具体的使途として予定しているグリーンプロジェクトの中に、環境改善効果とともに環境に対する比較的大きなネガティブな効果を併せ持つプロジェクトが含まれており、当該プロジェクトを調達資金の具体的使途とすることの適切性について客観的評価が必要と判断される場合
- ・グリーンプロジェクトを評価・選定するための基準の適切性や、当該基準に基づくグリーンプロジェクトの評価・選定の適切性を評価する知見が発行体内部に十分に備わっておらず、これらの適切性について客観的評価が必要と判断される場合
- ・調達資金の具体的使途として予定しているグリーンプロジェクトが比較的特殊なものであり、その環境改善効果の算定に用いることができる既存のフレームワークが存在しない場合に、自ら策定した環境改善効果の算定方法の適切性について客観的評価が必要と判断される場合
- ・過去にグリーンボンドのフレームワーク全体について外部機関によるレビューを付与され、それと同一のフレームワークで再度グリーンボンドを発行する場合には、改めてレビューを受けることは不要であると考えられる。例えば、専らグリーンプロジェクトを行う SPC が、当該プロジェクトの環境改善効果についてレビューを受け、同種類のプロジェクトに関して複数回のグリーンボンドを発行する場合などが考えられる。

【レビューを活用することができる事項】

- ・外部機関によるレビューを活用することができる事項としては、以下のようなものがある。
 - ①グリーンボンド発行前のレビュー
 - ・調達資金の具体的使途として予定しているグリーンプロジェクトの適切性を評価するもの。
 - ・調達資金の充当対象となるグリーンプロジェクトを評価・選定するための基準や、当該基準に基づくグリーンプロジェクトの評価・選定の実施体制の適切性を評価するもの。
 - ・グリーンボンドにより調達される資金の追跡管理の具体的方法の適切性を評価するもの。

- ・グリーンプロジェクトによりもたらされることが期待される環境改善効果の適切性（環境改善効果の算定方法や、算定の前提条件の適切性を含む。）を評価するもの。

②グリーンボンド発行後のレビュー

- ・グリーンボンドにより調達された資金の管理や、グリーンプロジェクトへの調達資金の充当が、発行前に発行体が定めた方法で適切に行われていたかを評価するもの。
- ・グリーンボンドにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトによりもたらされた環境改善効果が、発行前に発行体が定めた方法で適切に算定されているかを評価するもの。

【外部機関によるレビューに関する情報の明示】

- ・外部機関によるレビューには「コンサルタント・レビュー(Consultant review)」「検証(Verification)」「認証(Certification)」「レーティング(Rating)」など様々な名称があり、また同じ名称であっても、評価する事項や評価基準が異なっている場合がある。レビューを利用する関係者の理解を容易にするために、レビューを付与する外部機関は、どの事項について、どのような基準に照らして評価を行ったかを、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すことが望ましい。例えば以下のような記載が考えられる。

<レビューに関する情報の記載例>

このレビューは、本グリーンボンドの以下の事項について評価するものです。

| ①グリーンボンド発行前のレビュー | | |
|---|----|----------------------|
| 評価内容 | 対象 | 評価基準 |
| ・調達資金の具体的用途として予定しているグリーンプロジェクトの適切性を評価するもの。 | ○ | 弊社が定める評価基準（具体的基準を添付） |
| ・調達資金の充当対象となるグリーンプロジェクトを評価・選定するための基準や、当該基準に基づくグリーンプロジェクトの評価・選定の実施体制の適切性を評価するもの。 | ○ | 弊社が定める評価基準（具体的基準を添付） |
| ・グリーンボンドにより調達される資金の追跡管理の具体的方法の適切性を評価するもの。 | | |
| ・グリーンプロジェクトによりもたらされることが期待される環境 | ○ | 弊社が定める評 |

| | | |
|---|----|---------------|
| 改善効果の適切性（環境改善効果の算定方法や、算定の前提条件の適切性を含む。）を評価するもの。 | | 価基準（具体的基準を添付） |
| ②グリーンボンド発行後のレビュー | | |
| 評価内容 | 対象 | 評価基準 |
| ・グリーンボンドにより調達された資金の管理や、グリーンプロジェクトへの調達資金の充当が、発行前に発行体が定めた方法で適切に行われていたかを評価するもの。 | | |
| ・グリーンボンドにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトによりもたらされた環境改善効果が、発行前に発行体が定めた方法で適切に算定されているかを評価するもの。 | | |

【発行体によるレビュー結果の開示】

- ・発行体が外部機関によるレビューを受けた場合には、結果に係る文書等について開示することが望ましい。

【参考】グリーンボンド原則における関連部分（抜粋・仮訳）

- ・グリーンボンドが「グリーンボンド原則」の重要な要素に適合していることを確認するために、発行体が外部機関によるレビューを活用することを推奨する。（第1段落）
- ・発行体がグリーンボンド発行手続の構築において外部機関からインプットを得る方法は多様であり、市場に対して提供できるレビューのレベルや種類は様々である。（第1段落）
- ・外部機関によるレビューには、一つのグリーンボンドやそれに係るグリーンボンド発行手続のフレームワークを対象とする限定的なものもあれば、「グリーンボンド原則」の全4要素との適合性を評価する網羅的なものもある。（第2段落）
- ・投資対象プロジェクトの状況（新規プロジェクトなのか、既存のプロジェクトのリファイナンスなのか等）により外部機関によるレビューを付与されるタイミングが異なり得ることや、秘密保持の観点によりレビューの公表が困難になり得ることに対して配慮する。（第4段落）

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・企業や自治体等の発行体が行う手続の実態を踏まえて、その手続を簡素化できるような内容が示せるとよい。(第1回、再掲)
- ・レビューのコストを下げつつ質を維持することが重要である。(第2回)
- ・第三者認証等のコストを軽減することで、グリーンボンドの利回りが通常の債券と同水準になることが望ましい。(第1回)
- ・現状、国内投資家は、資金使途が明示されていれば、第三者認証が付与されていない債券についてもグリーンボンドとして投資している。(第1回)
- ・一度レビューを取得したグリーンボンドと同様の発行スキームを有するグリーンボンドを発行する場合にレビューを省略する手法はコスト削減につながるのではないかと。(第2回)
- ・必ずしも「グリーンボンド原則」の4つの基準の全てについてレビューが必要なわけではなく、発行スキーム等によってレビューを受けずとも問題がないと考えられる場合を整理することは有用ではないかと。(第2回)
- ・グリーンボンド原則の解釈や、認証の基準が、認証機関によって異なっている。(第1回)
- ・今回のガイドライン(仮称)が、認証機関のクライテリアとして使うことができるものになれば、発行体の発行コスト削減、認証機関の判断の容易化につながる。(第1回)
- ・グリーンボンドの認証について、プロジェクト単位で評価したり企業単位で評価したりと様々なケースがあるが、ミニマムでどこまで対応することが望ましいのか、という考え方が必要。(第1回)
- ・グリーンボンドの第三者認証は、「チェックした範囲ではクライテリアに適合している」という意味合いを持つ「限定的保証」がなじむのではないかと。(第1回)
- ・ISAE3000等の一般に公正妥当と認められるレビューの基準に従って実施されるレビューは、レビューの透明性、客観性、比較可能性の観点から他のレビューとは性質が異なるのではないかと。(第2回)

(2) レビューを付与する外部機関に関する留意事項

【外部機関に求められる性質】

- ・外部機関によるレビューの社会的信頼性を確保するために、レビューを付与する外部機関には、発行体との間での第三者性が確保されるとともに、レビューを付与する事項に関連する専門的知見があることが望ましい。

【専門的知見】

- ・一つのグリーンボンドに係るレビューを、必ずしも一つの外部機関が行わなければならないわけではなく、複数の外部機関が、各々の専門的知見を踏まえて、異なる事項に関するレビューを付与することも考えられる。
- ・外部機関に求められる専門的知見には、①グリーンプロジェクトに関する環境評価、環境認証等の専門的知見、及び②調達資金の管理に関する財務・会計監査等の専門的知見の2つが考えられる。

【第三者性】

- ・レビューを付与する外部機関と発行体との間での第三者性については、資本関係又は人的関係により判断されることが望ましい。例えば、以下のような場合は、第三者性が確保されているとはいえないものと考えられる。

<資本関係について>

- ・両者が親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

<人的関係について>

- ・一方の会社の役員（代表権を有する取締役、取締役（社外取締役及び委員会設置会社の取締役を除く。）、会計参与、監査役及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

【外部機関による第三者性或専門的知見に関する情報の明示】

- ・レビューを付与する外部機関は、その専門的知見や第三者性について、レビューの結果に係る文書等の中で、例えば以下のような記載を行うなどにより、明確に示すことが望ましい。

<専門的知見について>

「弊社は、環境影響評価に関する業務を約●年に渡り行っており、この分野に関する専門的知見を有します。」

<第三者性について>

「本グリーンボンドの発行体の●●と弊社との間には、資本関係・人的関係がありません。」

「本グリーンボンドの発行体の●●と弊社との間で、1名の役員の兼任がなされており、一定の人的関係が認められます。」

【参考】グリーンボンド原則における関連部分（抜粋・仮訳）

- ・外部レビューを付与する主体が、自らの資格とそれに係る専門性を示し、実施したレビューの範囲を明確にすることを推奨する。（第3段落）

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・レビューの質を確保するため、レビューを付与する主体の適格性や第三者性について考慮することが重要ではないか。（第2回）

(3) その他

(※(1)(2)に該当しない事項があれば記載する。)

第4章 モデルケース

(※以下のようなモデルケースを想定し、これらの場合に、第3章で規定されている各事項にどのように対応をすることが考えられるかの例を示す。)

- <case1> 風力発電・太陽光発電事業を行うSPCが、事業資金を調達するケース
- <case2> 太陽光発電・風力発電・バイオマス発電等の再生可能エネルギー事業に融資を行う金融機関が、融資の原資を調達するケース
- <case3> 本社オフィスを省エネ性能の高いビルに建て替える事業会社が、建築資金を調達するケース
- <case4> 製造業を営む事業会社が、自社工場の省エネ性能を高めるための改修資金を調達するケース

<case5> 自動車メーカーのグループ企業である金融会社が、電気自動車購入者向けの融資の原資を調達するケース

<case6> 再生可能エネルギー事業、気候変動への適応事業としての治水事業等を行う自治体が、これらの事業の資金を調達するケース

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・ガイドラインの中で典型的なグリーンボンドの発行事例を紹介し、それについて解説をすると、理解の増進につながるのではないか。(第2回)

第5章 おわりに

(※本ガイドラインは、グリーンボンドの普及という目的を踏まえ、我が国の市場の成熟度を勘案して、状況変化に応じ改定していく旨等を記載。)

【参考】これまでの本検討会でいただいたご意見

- ・本検討会の議論を通じ成果物としてガイドラインを策定したとしても、グリーンボンドの普及という目的を踏まえ、我が国の市場の成熟度を勘案して、その後の状況変化に応じ改定していくことが重要である。(第2回)

(※以下、免責事項、参考資料については省略。)